

令和 7 年厚木市農業委員会 2 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 2 月 25 日 火曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

3 番 内 海 則 行

4 番 井 上 慎 一

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

7 番 鈴 木 好 弘

8 番 三 橋 澄 夫

9 番 清 田 徳 治

10 番 大 矢 和 人

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告19件）
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について（報告15件）
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について（報告1件）
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告2件）
- 5 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について（報告1件）
- 6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告1件）
- 7 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告5件）
- 8 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
- 9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（6件）
- 10 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について（36件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和7年厚木市農業委員会2月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の早川暁委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、1月11日から2月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、10筆、面積は1,817.20平方メートルでございます。

法第5条につきましては、12件、43筆、面積は14,453.91平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、19件、53筆、面積は16,271.11平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、1月11日から2月10日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は11人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ50筆、面積は延べ27,535.01平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

対象地は愛甲東3丁目1筆、登記地目は田、現況地目も田で、面積は885平方メートルでございます。

貸人は愛甲東3丁目にお住まいのAさん、借人は愛甲東3丁目にお住まいのBさんでございます。

借人の都合により、令和6年12月7日に解約が成立し、令和7年1月24日に解約通知があり、合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

ともに横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

1番でございます。

本件は、令和7年1月9日付けの案件で、土地の所在地は、下川入字四ノ域2筆、登記地目はともに畑、合計面積は637平方メートルです。

所有者は、大和市南林間6丁目の株式会社C 代表取締役Dさんでございます。

調査しましたところ、当該地は農地転用届出済みであり、現況が非農地であることを確認いたしました。

続いて2番でございます。

本件は、令和7年1月29日付けの案件で、土地の所在地は、棚沢字川原付2筆、登記地目はともに田、合計面積は781平方メートルです。

所有者は、棚沢にお住まいのEさんでございます。

調査しましたところ、当該地は農地転用許可済みであり、現況が非農地であることを確認いたしました。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

これは、国税等の滞納処分のため必要があることから、国税局から調査の依頼を受け、回答するもので、本件につきましては、令和7年1月29日付けで東京国税局長から、農地の現況について照会があったものでございます。

対象地は三田字五貫田3筆、登記地目は田及び畑、現況地目は田及び宅地で、合計面積は3,999平方メートルでございます。

滞納者は三田にお住まいのFさんでございます。

当該地は調整区域内の土地で、現況は2筆が農地、1筆が非農地であることを確認しました。

また、国の公売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明書は、農地である2筆については必要である旨、1筆に関しては必要でない旨を回答いたしました。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は1件です。

証明願申出者は、東京都町田市野津田町にお住まいのGさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は、中依知字林添1筆、現況地目は畑、面積は500平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、井上慎一委員及び中丸豊委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。日程7、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのHさん、対象地は金田字御獄下向1筆、登記地目は畑、面積は435平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成25年頃には河川敷の一部となり、現在に至っているもので、平成26年航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。続いて2番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのIさん、対象地は上荻野字椎木1筆、登記地目は畑、面積は120平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和50年頃には山林化し、現在に至っているもので、平成26年航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曽根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、三田南1丁目にお住まいのJさん、対象地は三田字才戸1筆、登記地目は畑、面積は476平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成12年頃から資材置場として使用し、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのKさん、対象地は三田字道西3筆及び同字島畑1筆、登記地目は田及び畑、合計面積は2,527平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和40年頃から、駐車場、車庫及び資材置場となり、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は、横浜市瀬谷区瀬谷町にお住まいのLさん、対象地は上荻野字陽野原1筆、登記地目は畑、面積は243平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和53年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 8、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございます。

対象地は上荻野字上田尻 2 筆、現況地目はともに畑、合計面積は 657 平方メートルです。

渡人は茅ヶ崎市柳島海岸 2 丁目にお住まいの M さんで、受人は中町 4 丁目の株式会社 N 代表取締役 O さんです。

経営規模拡大のための贈与契約による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び従業員の 2 人です。

続いて 2 番でございます。

対象地は下川入字十二ノ域 1 筆及び同所字十三ノ域 1 筆、現況地目はともに田、合計面積は 1,228 平方メートルです。

渡人は下川入にお住まいの P さんで、受人は下川入にお住まいの Q さん及び R さんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び母の 3 人です。

なお、1 番及び 2 番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 9、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 6 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原付 2 筆、登記地目はともに田、合計面積は 675 平方メートルです。

受人は、愛川町中津の有限会社 S 代表取締役 T さん、渡人は下川入にお住まいの U さんです。

本申請は、所有権移転による車両置場のための転用許可申請です。

農地区分は、事業用地等に囲まれており、当該一団の農地の広がり が 30 アールに満たない第 3 種農地です。

受人は、愛川町に事業所を置くトラックの中古車販売を主な事業として営む法人で、昨今の取引が厚木市内及び近隣市で増加し、受人が知人に借りている土地では取引台数分の車両を置いておくことが難しくなり、業務に支障をきたすことから、申請されました。

申請地の北側は道路、南西側は道路区域内の水路、東側は車両置場に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び南西側全てに鋼板柵を新設し、北側については溝を設け、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地の所在は、関口字北原 1 筆の一部、登記地目は畑、面積は 1,703 平方メートルの内 330.60 平方メートルです。

受人は、海老名市中新田 1 丁目にお住まいの V さん及び W さん、渡人は関口にお住まいの X さん

です。

本申請は、使用貸借権設定による自己住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管の2管が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ500メートル以内に小学校及び幼稚園の2施設が存する第3種農地です。

受人は、渡人Xさんの子であり、農家本家の農業を支えるために、近隣に分家住宅を建てる必要があり申請されました。

申請地の東側及び北側は畑、南側は道路、西側は通路に接しております。

南側に出入口を設け、木造2階建ての分家住宅を建築する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除いた全てにコンクリートブロック2段積みの新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法の開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は、飯山字栗原2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,424平方メートルです。

受人は秦野市戸川の株式会社Y 代表取締役Zさん、渡人は座間市南栗原5丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、秦野市に事業本所を置く土木・建築業を主な事業として営む法人で、資材を販売会社から直接現場へ搬入していましたが、近年、厚木市や相模原市での需要が増え、事業の拡大及び業務効率の向上を図るべく、申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は畑に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、資材置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北側及び出入口を除く全てに鋼板柵を新設し、北側は道路が申請地よりも高く既設の間知ブロックが設置されていることから、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて4番でございます。

対象となる農地の所在は、中依知字天神1筆の一部、登記地目は田、面積は420平方メートルの内24.24平方メートルです。

受人は中町2丁目のb株式会社 代表取締役cさん、渡人は中依知にお住まいのdさんです。

本申請は、賃借権設定による国道246号厚木秦野道路整備事業に伴う厚木中依知地区改良工事に係

る仮設道路設置ための一時転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に圏央厚木インターチェンジが存する第3種農地です。

受人は、厚木市内に事業所を置く土木・建築工事請負を主な事業として営む法人で、現在、国道246号厚木秦野道路の建設による中依知地区改良工事に伴い、国と請負契約を結んでおり、道路建設事業区域の出入口の部分の部分が狭く、大型の工事車両が容易に出入りできるように、出入口部分の道路の拡幅部分を一時的に設置するため、申請されたものです。

申請地は、北側が道路建設事業地、西側は申請の仮設箇所と一体利用する道路、それ以外の南東面は田に接しております。

申請地は敷鉄板を敷き、仮設道路とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、田に接する南東面には大型土嚢及びまくら土嚢を設置し、土砂、雨水及び表流水等の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて5番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字北大林1筆の一部、登記地目は畑、面積は2,595平方メートルの内487.40平方メートルです。

受人は三田の株式会社e 代表取締役fさん、渡人は三田にお住まいのgさんです。

本申請は、賃借権設定による市の公共下水道整備事業に伴う仮設の資材置場設置のための一時転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、三田に事業所を置く、土木・建築工事請負を主な事業として営む法人で、現在、市の公共下水道・中津川右岸排水区幹線工事に伴い、近隣に仮設の資材置場が必要となり、申請されたものです。

申請地は、東側は山林、西側及び南側は道路、北側は畑に接しております。

西側に出入口を設け、仮設の資材置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口となる西側を除く全てに板柵及び土嚢を設置し、土砂、雨水及び表流水等の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に6番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字下前川原27筆、同所字新田16筆及び同所字下川原6筆、登記地目は田及び畑、合計面積は36,337.91平方メートルです。

受人は東京都目黒区洗足2丁目の合同会社h 代表社員 一般社団法人h 職務執行者iさん、渡人は三田にお住まいのjさん外28人です。

本申請は、所有権移転による特定流通業務施設となる物流倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管の2管が埋設されている道路の沿道区域であり、かつ500メートル以内に街区公園及び医療施設の2施設が存する第3種農地です。

受人は、物流総合効率化法の認定業務を請け負う株式会社kが本申請地に特定流通業務施設を建

設すべく、事業資金を提供して設立した東京都目黒区に事業所を置く合同会社で、本施設建設後は、現在厚木市内の２箇所の倉庫を拠点に運搬事業を営む１株式会社が使用することとなっており、本施設に拠点を集約することにより、事業拡大及び業務効率向上を図るべく、申請されたものです。

申請地の東側は中津川、西側は道路、南側は一部道路を除き畑、北側は道路向かいの別の物流倉庫建設時に設置された公共緑地及び道路に接しております。

川に接する東側以外の全方位に出入口を設け、物流倉庫を建設する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、全方位に緩衝帯緑地を設け、畑に接する南側には、それぞれの箇所に適した、簡易土留、重力式擁壁、コンクリートブロックなどの構造物を設置し、土砂、雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請区域内に位置する、申請地より南方に流れる水路につきましては、当該開発により廃止・払下げとなりますが、当該水路の南方流域にあたる農地の所有者から地元水利組合に対し、来年度以降の水を必要とする耕作を行わない旨の誓約書の提出があり、水利組合により了承を得ております。

本申請は、特定流通業務施設につき、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定済み、また、事業計画面積10,000平方メートル以上につき神奈川県土地利用調整条例の対象であり、手続済みとなっております。

開発面積として500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、また、都市計画法の開発許可も併せて手続中でございます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和７年２月５日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

加えて、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第５条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程９、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程10、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

なお、本議案は36番までございますが、1 番及び 2 番については内海委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、内海委員の退出を求めます。

〔内海委員退室〕

<議長>

それでは、日程10、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番及び 2 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第45号、「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番及び 2 番について、御説明申し上げます。

初めに 1 番でございます。

貸人は下津古久にお住まいの m さん、借人は下津古久にお住まいの n さんです。

対象地は下津古久字鎌田 1 筆、現況地目は畑、面積は638平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

続いて 2 番でございます。

貸人は海老名市国分寺台 2 丁目にお住まいの o さん、借人は下津古久にお住まいの n さんです。

対象地は下津古久字仲田 1 筆と同所同字 1 筆の一部、現況地目はともに田、合計面積は474平方メートルでございます。

利用目的は水稻、3 年間の使用貸借権の更新設定でございます。

1 番及び 2 番について借人は農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定にする要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定されました。

ここで、内海委員を入室させてください。

〔内海委員入室〕

<議長>

それでは、日程10、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」についての3番から36番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は34件、80筆、合計集積面積は、50,287.72平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が31件、76筆、47,452.72平方メートル、賃借権設定が3件、4筆、2,835平方メートルでございます。

現況地目別では、田が61筆、41,698.72平方メートル、畑が19筆、8,589平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が24件、普通畑が10件となっております。

契約期間は、3年間が29件、6年間が2件、9年間が3件。

新規設定が18件、更新設定が16件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程10、議案第6号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。

令和7年2月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
